

## 『幼稚園』と『こども園』の違いについて(簡易版)

種類	幼稚園	こども園	
			+ 
所管	文部科学省	内閣府・文部科学省・厚生労働省	
目的	幼児教育	幼児教育と保育の総合的な提供	
施設概要	小学校に入学してからの教育の基礎を作り、幼児期の教育を行う施設。	幼稚園と保育所の機能を持ち合わせた施設で、教育と保育を一体的に行う施設。	
対象児童	満3歳～5歳	幼稚園型	満3歳～5歳
		幼保連携型	0歳～5歳
利用時間	原則4時間(朝～昼)	4時間(朝～昼) or 8時間(朝～夕) ※認定による	
給食	無し	有り	
設置者	国・地方公共団体・学校法人・宗教法人・その他法人・個人	地方公共団体・社会福祉法人・学校法人	
根拠法令	学校教育法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律	
教員資格	幼稚園教諭	保育士・幼稚園教諭	
保育料等	設置者による	設置者による	

※園によって異なる場合があります

